

～介護保険負担限度額認定の更新について～

【負担限度額認定申請証】

現在お持ちの「介護保険負担限度額認定証」の有効期限は7月31日までとなっております。

8月以降も施設で食費・部屋代の減額を受けるには毎年更新が必要です。

※介護保健施設（老人福祉施設・介護療養型医療施設等）の利用がない方は更新不要です。

限度額認定対象者の条件

住民税非課税世帯であること。

- ① 配偶者が住民税非課税であること。（世帯が異なっても同様に非課税世帯であること）
- ② 預貯金等の金額を確認し、下記の基準額を超えないこと。

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等資産の状況
1	生活保護受給者の方・非課税世帯の老齢福祉年金受給者	単身：1,000万円（夫婦：2,000万円）以下
2	前年の合計所得金額＋年金収入額が82.65万円以下の方	単身：650万円（夫婦：1,650万円）以下
3-①	前年度の合計所得金額＋年金収入額が82.65～120万円の方	単身：550万円（夫婦：1,550万円）以下
3-②	前年度の合計所得金額＋年金収入額が120万円以上の方	単身：500万円（夫婦：1,500万円）以下

申請に必要なもの

- ① 介護保険負担限度額認定申請書（表）
- ② 同意書（裏）
- ③ 預貯金等の金額が確認できる通帳の写し
 - 本人・配偶者名義の通帳全て（3ヶ月以内記帳）
 - 支店名・口座番号・口座名義人及び最新の預貯金額が確認出来る場所の写しが必要です。
- ④ 本人確認書類（※認定証送付先が申請者住所の場合のみ申請者分が必要です。）
 - 運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード等
- ⑤ 被保険者の配偶者の非課税証明書（※世帯が異なっており、那賀町外に世帯がある場合のみ）

申請期限

令和8年6月30日(火)

申請先

那賀町役場保健福祉子育て課 または 役場各支所地域振興室

【お問い合わせ先】
保健福祉子育て課
介護保険担当：森本
TEL：0884-62-1141

※更新後の認定証は7月下旬に送付先へお送りする予定です。